北海道公報

発行　北　海　道
（総務部法制文書課）
電話　011－231－4111
（内線 22-271）
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱

平成15年1月から条例・規則が横書きになりました。北海道公報も形式が変わりました。

目　　次　　ページ

規　　則

○北海道立身体障害者更生援護施設入所規則等の一部を改正する規則……（障害者保健福祉課）　3
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……（障害者保健福祉課）　5
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……（障害者保健福祉課）　6
○知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……（障害者保健福祉課）　14
○北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則……（産業振興課）　14
○北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則……（人材育成課）　14
○北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則……（人材育成課）　14
○北海道国土調査事業負担金交付規則の一部を改正する規則……（農地調整課）　17
○北海道都市計画公聴会規則の一部を改正する規則……（都市計画課）　20
○北海道立もなみ学園附設短期療育施設入所規則を廃止する規則（障害者保健福祉課）　21
○北海道知的障害者援護施設費用徴収規則を廃止する規則……（障害者保健福祉課）　21
○北海道寡婦福祉資金貸付規則を廃止する規則……（児童家庭課）　21

公布された規則のあらまし

◇北海道立身体障害者更生援護施設入所規則等の一部を改正する規則（規則第37号）

1　趣旨

身体障害者福祉法等の改正により居宅支援及び施設支援に係る支援費制度が導入されることにかんがみ、所要の改正を行うとともに、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2　内容

(1)　北海道立身体障害者更生援護施設入所規則の一部改正

ア　題名を北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則に改めることとした。

イ　北海道立肢体不自由者訓練センター及び北海道立身体障害者リハビリテーションセンターの入所対象者に、市町村から施設訓練等支援費の支給の決定を受けている者であって当該決定に係る支給期間を超えていないものを加えることとした（第２条第１項関係）。

ウ　施設訓練等支援を受けた者は、納入通知書により使用料を納付しなければならないこととした（第６条関係）。

エ　知事は、施設訓練等支援を受けた者が、天災その他特別な事情により使用料を納付することが困難な場合において、必要と認めたときは、これを減免するものとすることとした（第７条関係）。

オ　その他規定の整備を行うこととした。

(2)　北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則の一部改正

ア　北海道立太陽の園の入所対象者に、市町村から居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給の決定を受けている者であって当該決定に係る支給期間及び支給量を超えていないものを加えることとした（第２条関係）。

イ　居宅生活支援又は施設訓練等支援を受けた者は、納入通知書により使用料を納付しなければならないこととした（第６条関係）。

ウ　知事は、居宅生活支援又は施設訓練等支援を受けた者が、天災その他特別な事情により使用料を納付することが困難な場合において、必要と認めたときは、これを減免するものとすることとした（第７条関係）。

エ　その他規定の整備を行うこととした。

(3)　北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則の一部改正

ア　北海道立福祉村の入所対象者に、市町村から施設訓練等支援費の支給の決定を受けている者であって当該決定に係る支給期間を超えていないものを加えることとした（第２条第１項関係）。

イ　施設訓練等支援を受けた者は、納入通知書により使用料を納付しなければならないこととした（第９条第１項関係）。

ウ　知事は、施設訓練等支援を受けた者が、天災その他特別な事情により使用料を納付することが困難な場合において、必要と認めたときは、これを減免するものとすることとした（第10条第１項関係）。

エ　その他規定の整備を行うこととした。

(4)　北海道立肢体不自由児総合療育センターの使用料及び手数料に関する規則の一部改正

ア　題名を北海道立児童福祉施設条例施行規則に改めることとした。

イ　北海道立もなみ学園、北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター又は北海道立白糠学園の短期入所を受けることができる者は、市町村から居宅生活支援費の支給の決定を受けている者であって当該決定に係る支給期間及び支給量を超えていないものとすることとした（第２条関係）。

ウ　居宅生活支援を受けた者は、納入通知書により使用料を納付しなければならな

いことした（第５条関係）。

エ　その他規定の整備を行うこととした。

3　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

◇児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第38号）

1　趣旨及び内容

児童福祉法の改正により居宅介護の措置の実施者が市町村となること等に伴い、短期間入所等の申請手続等について所要の改正を行うとともに、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

◇身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第39号）

1　趣旨及び内容

身体障害者福祉法の改正に伴い支庁長に委任する事務等について所要の改正を行うとともに、身体障害者手帳の申請に係る診断書及び意見書の様式の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

◇知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第40号）

1　趣旨及び内容

知的障害者福祉法の改正により更生援護の実施者が市町村となること等に伴い、支庁長に委任する事務等について所要の改正を行うとともに、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

◇北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則（規則第41号）

1　趣旨

北海道創造的中小企業育成条例に基づき助成等の措置を講ずる事業に対する補助金の対象経費を追加することとするため、この規則を制定することとした。

2　内容

研究開発補助事業及び共同研究開発補助事業の対象経費に特許実施費を加えることとした（別表第１号及び第２号関係）。

3　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

◇北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則（規則第42号）

1　趣旨

北海道障害者職業能力開発校の入校志願の手続を改めることとするため、この規則を制定することとした。

2　内容

(1)　障害者職業能力開発校長に提出する入校願書について、公共職業安定所長の経由を廃止することとした（第６条関係）。

(2)　入校願書の添付書類のうち、内申書を削除することとした（第６条関係）。

3　施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則（規則第43号）

1　趣旨

北海道立高等技術専門学院条例の改正により道立高等技術専門学院の普通課程において入学検定料、入学料及び授業料を徴収することとしたことに伴い所要の改正を行うとともに、入学志願の手続等の変更及び訓練科の転換、廃止等を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2　内容

(1)　入学願書の添付書類から内申書を削除するとともに、普通課程に係る入学願書には、入学検定料の額に相当する額面の北海道収入証紙をはり付けることとした（第８条及び別記第１号様式関係）。

(2)　学院長に提出する入学願書の公共職業安定所長の経由を廃止することとした（第８条関係）。

(3)　授業料の納付方法及び期限等並びに学院長が授業料について免除することができる場合について定めることとした（第17条及び第18条関係）。

(4)　入学料はその額に相当する額面の北海道収入証紙により入学式の日までに納付することとした（第19条関係）。

(5)　道立札幌高等技術専門学院の建築科（普通課程１年、短期課程１年、入学定員50人）を建築技術科（普通課程２年、入学定員20人）に、製版・印刷科（普通課程１年、入学定員30人）を電子印刷科（普通課程２年、入学定員20人）に、建築設備科（普通課程１年、短期課程１年、入学定員40人）を建築設備科（普通課程２年、入学定員20人）に、エクステリア技術科（短期課程１年、入学定員40人）をエクステリア技術科（普通課程１年、短期課程１年、入学定員40人）に、道立釧路高等技術専門学院の建築科（普通課程１年、短期課程１年、入学定員20人）を建築技術科（普通課程２年、入学定員20人）に、電気工学科（普通課程１年、入学定員30人）を電気工学科（普通課程２年、入学定員20人）に転換することとした（別表第１関係）。

(6) 道立釧路高等技術専門学院に自動車整備科（普通課程２年、入学定員20人）を新設することとした（別表第１関係）。

(7) 道立札幌高等技術専門学院の測量科（普通課程１年、入学定員20人）、トレース・デザイン科（普通課程１年、入学定員30人）、プリントデザイン科（普通課程１年、入学定員30人）及び道立釧路高等技術専門学院の機械科（普通課程１年、入学定員20人）を廃止することとした（別表第１関係）。

(8) 道立札幌高等技術専門学院の精密機械科（普通課程２年）及び金属加工科（普通課程２年）の入学定員を30人から20人に変更することとした（別表第１関係）。

3　施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

◇北海道国土調査事業負担金交付規則の一部を改正する規則（規則第44号）

1　趣旨

国土調査費補助金等交付要綱の改正にかんがみ知事に提出する書類等について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2　内容

国土調査事業負担金交付申請書等の様式を改めることとした（別記第１号様式、別記第３号様式から別記第６号様式まで関係）。

3　施行期日

この規則は、公布の日から施行することとし、改正後の様式は平成15年度分の負担金から適用することとした。

◇北海道都市計画公聴会規則の一部を改正する規則（規則第45号）

1　趣旨

北海道都市計画公聴会（以下「公聴会」という。）の開催の要件等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

2　内容

(1) 公聴会において意見を述べようとする者の申出がないときは、公聴会の開催を中止することができることとした（第３条の２関係）。

(2) 知事は、公聴会において意見を述べるために申出をした者以外の者を公聴会において意見を述べることができる者として定めることができることとした（第４条第２項関係）。

3　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

◇北海道立もなみ学園附設短期療育施設入所規則を廃止する規則（規則第46号）

1　趣旨及び内容

児童福祉法の改正により児童短期入所に係る支援費制度が導入されること等に伴い、北海道立もなみ学園附設短期療育施設入所規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

2　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

◇北海道知的障害者援護施設費用徴収規則を廃止する規則（規則第47号）

1　趣旨及び内容

知的障害者福祉法の改正に伴い、北海道知的障害者援護施設費用徴収規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

2　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

◇北海道寡婦福祉資金貸付規則を廃止する規則（規則第48号）

1　趣旨及び内容

北海道寡婦福祉資金貸付規則を廃止することとするため、この規則を制定することとした。

2　施行期日

この規則は、平成15年４月１日から施行することとした。

規　　則

北海道立身体障害者更生援護施設入所規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月31日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第37号

北海道立身体障害者更生援護施設入所規則等の一部を改正する規則

（北海道立身体障害者更生援護施設入所規則の一部改正）

第１条　北海道立身体障害者更生援護施設入所規則（昭和27年北海道規則第222号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則

第１条を次のように改める。

（趣旨）

第１条　この規則は、北海道身体障害者更生援護施設条例（昭和39年北海道条例第43号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２条の見出しを「（入所対象者）」に改め、同条第１項を次のように改める。

身体障害者更生援護施設（以下「更生援護施設」という。）に入所することができる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の11第２項の規定による施設訓練等支援費の支給の決定を受けている者であって当該決定に係る同条第３項第１号の期間を超えていないもの（第６条において「支援費支給対象者」という。）又は同法第18条第３項の規定による措置として入所を委託された者とする。

第２条第２項中「肢体不自由者等」を「肢体不自由者又は心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能に障害のある者（療養所、病院又は居宅において療養過程を経た結核回復者であって別表の結核治癒判定基準による臨床的治癒と認められるものを含む。）」に改める。

第３条を次のように改める。

（入所定員）

第３条　次の各号に掲げる更生援護施設の入所定員は、当該各号に定めるとおりとする。

⑴　北海道立肢体不自由者訓練センター　60人

⑵　北海道立身体障害者リハビリテーションセンター　80人

第６条及び第７条を次のように改める。

（使用料の納付）

第６条　支援費支給対象者で更生援護施設に入所するものは、納入通知書により使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第７条　知事は、前条に規定する者が天災その他特別な事情により当該入所に係る使用料を納付することが困難な場合において、必要と認めたときは、これを減免するものとする。

第８条から第13条までを削り、第14条を第８条とする。

別記第１号様式から別記第７号様式までを削る。

（北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則の一部改正）

第２条　北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則（昭和45年北海道規則第113号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（入所対象者）

第２条　知的障害者総合援護施設北海道立太陽の園（以下「太陽の園」という。）に入所することができる者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の11第２項の規定による居宅生活支援費の支給の決定を受けている者であって当該決定に係る同条第３項第１号の期間及び同項第２号の支給量を超えていないもの、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の６第２項の規定による居宅生活支援費の支給の決定を受けている者であって当該決定に係る同条第３項第１号の期間及び同項第２号の支給量を超えていないもの若しくは知的障害者福祉法第15条の12第２項の規定による施設訓練等支援費の支給の決定を受けている者であって当該決定に係る同条第３項第１項の期間を超えていないもの（第６条においてこれらを「支援費支給対象者」という。）又は児童福祉法第27条第１項第３号の規定による措置として知的障害児施設に入所させることとされた者若しくは知的障害者福祉法第16条第１項第２号の規定による措置として入所を委託された者とする。

第３条中「、それぞれ」を削る。

第５条の次に次の２条を加える。

（使用料の納付）

第６条　支援費支給対象者で太陽の園に入所するもの（次条において「入所者」という。）は、納入通知書により使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第７条　知事は、入所者が天災その他特別な事情により当該入所に係る使用料を納付することが困難な場合において、必要と認めたときは、これを減免するものとする。

（北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則の一部改正）

第３条　北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則（昭和54年北海道規則第38号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「授産施設」という。）」の次に「に入所することができる者」を加え、「第18条第４項第３号」を「第17条の11第２項の規定による施設訓練等支援費の支給の決定を受けている者であって当該決定に係る同条第３項第１号の期間を超えていないもの（第９条第１項において「支援費支給対象者」という。）又は同法第18条第３項」に改め、「を入所させるもの」を削る。

第８条中「利用者」を「福祉ホームの利用者」に改める。

第９条中「利用者」を「福祉ホームの利用者」に、「福祉ホームの使用料（以下単に「使用料」という。）を「使用料」に改め、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

支援費支給対象者で更生施設、療護施設又は授産施設に入所するもの（次条において「施設の入所者」という。）は、納入通知書により使用料を納付しなければならない。

第10条中第２項を第３項とし、同条第１項中「利用者」を「知事は、福祉ホームの利用者」に改め、同項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

知事は、施設の入所者が天災その他特別な事情により当該入所に係る使用料を納付することが困難な場合において、必要と認めたときは、これを減免するものとする。

第11条第１項中「使用料」を「前条第２項の規定による使用料」に改める。

第12条から第15条までの規定（見出しを含む。）中「利用者」を「福祉ホームの利用

者」に改める。

（北海道立肢体不自由児総合療育センターの使用料及び手数料に関する規則の一部改正）

第４条　北海道立肢体不自由児総合療育センターの使用料及び手数料に関する規則（昭和63年北海道規則第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立児童福祉施設条例施行規則

第１条中「規定に基づき、北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター及び北海道立旭川肢体不自由児総合療育センターの医療を受ける者の使用料及び手数料」を「施行」に改め、「関し」の次に「、別に定めのあるものを除くほか、」を加える。

第４条の見出しを「（使用料の納付）」に改め、同条中「使用料」を「医療に係る使用料」に改め、同条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加え、同条を第５条とする。

支援費支給対象者で北海道立もなみ学園、北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター又は北海道立白糠学園に入所するものは、納入通知書により使用料を納付しなければならない。

第３条第１項中「第４条第３項」を「第４条第６項」に改め、同条第３項中「第４条第２項」を「第４条第５項」に改め、同条を第４条とする。

第２条中「第４条第２項」を「第４条第５項」に改め、同条を第３条とし、第１条の次に次の１条を加える。

（短期入所対象者）

第２条　北海道立もなみ学園、北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター、北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター又は北海道立白糠学園の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の２第４項の児童短期入所、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第４条の２第４項の身体障害者短期入所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第４条第４項の知的障害者短期入所を受けることができる者は、児童福祉法第21条の11第２項の規定による居宅生活支援費の支給の決定を受けている者であって当該決定に係る同条第３項第１号の期間及び同項第２号の支給量を超えていないもの、身体障害者福祉法第17条の５第２項の規定による居宅生活支援費の支給の決定を受けている者であって当該決定に係る同条第３項第１号の期間及び同項第２号の支給量を超えていないもの又は知的障害者福祉法第15条の６第２項の規定による居宅生活支援費の支給の決定を受けている者であって当該決定に係る同条第３項第１号の期間及び同項第２号の支給量を超えていないもの（第５条第１項においてこれらを「支援費支給対象者」という。）とする。

附　則

1　この規則は、平成15年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現に身体障害者更生援護施設に入所している社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第12条第１項の規定により施設支給決定身体障害者とみなされる旧措置入所者については、第１条の規定による改正後の北海道身体障害者更生援護施設条例施行規則第２条第１項に規定する支援費支給対象者とみなす。

3　この規則の施行の際現に知的障害者総合援護施設北海道立太陽の園に入所している社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第１項の規定により施設支給決定知的障害者とみなされる旧措置入所者については、第２条の規定による改正後の北海道知的障害者総合援護施設条例施行規則第２条に規定する支援費支給対象者とみなす。

4　この規則の施行の際現に身体障害者総合更生援護施設に入所している社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律附則第12条第１項の規定により施設支給決定身体障害者とみなされる旧措置入所者については、第３条の規定による改正後の北海道身体障害者総合更生援護施設条例施行規則第２条第１項に規定する支援費支給対象者とみなす。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月31日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第38号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第13条の２中「第９条の５」を「第９条の７」に改める。

第13条の11及び第13条の12を次のように改める。

第13条の11及び第13条の12　削除

第13条の13から第13条の15までの規定（見出しを含む。）中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改める。

第26条第２項第１号を次のように改める。

(1)　削除

別記第17号様式の５及び別記第17号様式の６を次のように改める。

別記第17号様式の５及び別記第17号様式の６　削除

別記第17号様式の７中「児童居宅生活支援事業開始届」を「児童居宅生活支援事業等開始届」に、「児童居宅生活支援事業を」を「児童居宅生活支援事業等を」に、「又は児童短期入所事業」を「、児童短期入所事業又は児童自立生活援助事業」に、「児童短期入所事業に」を「児童短期入所事業又は児童自立生活援助事業に」に改める。

別記第17号様式の８中「児童居宅生活支援事業変更届」を「児童居宅生活支援事業等変更届」に、「児童居宅生活支援事業を」を「児童居宅生活支援事業等を」に、「又は児童短期入所事業」を「、児童短期入所事業又は児童自立生活援助事業」に、「児童短期入所事業に」を「児童短期入所事業又は児童自立生活援助事業に」に改める。

別記第17号様式の９中「児童居宅生活支援事業廃止（休止）届」を「児童居宅生活支援事業等廃止（休止）届」に、「児童居宅生活支援事業を」を「児童居宅生活支援事業等を」に改める。

別記第21号様式その１中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「児童家庭局」を「雇用均等・児童家庭局」に、「第51条第１号の２」を「第51条第３号」に改め、同様式その２中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「第51条第１号の３」を「第51条第４号」に改め、同様式その３中「第51条第１号の２及び第１号の３」を「第51条第３号及び第４号」に改める。

別記第28号様式その１中「児童家庭局」を「雇用均等・児童家庭局」に、「第51条第１号の２」を「第51条第３号」に改め、同様式その２中「第51条第１号の３」を「第51条第４号」に改め、同様式その３中「第51条第１号の２及び第１号の３」を「第51条第３号及び第４号」に改める。

別記第29号様式その１中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「児童家庭局」を「雇用均等・児童家庭局」に、「第51条第１号の２」を「第51条第３号」に改め、同様式その２中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「第51条第１号の３」を「第51条第４号」に改め、同様式その３中「第51条第１号の２及び第１号の３」を「第51条第３号及び第４号」に改める。

附　則

１　この規則は、平成15年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の児童福祉法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の児童福祉法施行細則の規定にかかわらず、平成15年６月30日までの間必要な調整をして使用することを妨げない。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月31日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第39号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和34年北海道規則第83号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第18条第４項第３号」を「第17条の３第１項の規定によるあっせん、調整若しくは要請又は法第18条第３項」に改め、同条第３号中「第37条第１項第１号及び第２号」を「第37条第１項」に改める。

第５条中「第１条の２第１項」を「第３条第１項」に改める。

第９条第１項中「第４条第２項」を「第９条第２項」に改め、同条第２項中「第４条第６項」を「第９条第６項」に改め、同条第３項中「第４条第２項」を「第９条第２項」に改める。

第11条第１項中「第５条第１項」を「第10条第１項」に改める。

第14条の３中「第５条の８第２項」を「第22条第２項」に改める。

第15条中「第５条の８第２項」を「第22条第２項」に、「病院又は診療所指定（担当医療の種類の変更）申請書」を「医療機関指定（担当医療の種類の変更）申請書」に改める。

第16条中「指定訪問看護事業者等指定申請書」を「医療機関指定申請書」に改める。

第17条中「薬局指定申請書」を「医療機関指定申請書」に改める。

第18条第１項中「第５条の９」を「第23条」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条　削除

別記第４号様式の総括表の事項中「障害名」を「①障害名」に、「原因となった疾病・外傷名」を「②原因となった疾病・外傷名」に、「疾病・外傷発生年月日」を「③疾病・外傷発生年月日」に、「参考となる経過・現症」を「④参考となる経過・現症」に、「総合所見」を「⑤総合所見」に、「その他参考となる合併症状」を「⑥その他参考となる合併症状」に改め、同事項の注意中２の事項を３の事項とし、１の事項の次に次の１事項を加える。

２　歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書及び意見書を添付してください。

別記第４号様式の聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状況及び所見の事項を次のように改める。

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

［はじめに］

この診断書においては、次の４つの障害の区分のうち、認定を受けようとする障害について□にレ印を付け、その障害に関する状態及び所見について記入すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害又はそしゃく機能障害が重複する場合については、それぞれについて障害を認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨留意すること（それぞれの障害の合計指数をもって等級を決定することはしない。）。

□　聴　覚　障　害　→「１　聴覚障害の状態及び所見」に記入すること。

□　平衡機能障害　→「２　平衡機能障害の状態及び所見」に記入すること。

□　音声・言語機能障害　→「３　音声・言語機能障害の状態及び所見」に記入すること。

□　そしゃく機能障害　→「４　そしゃく機能障害の状態及び所見」に記入すること。

1　聴覚障害の状態及び所見

(1)　聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	dB
左	dB

(2)　障害の種類

伝	音	性	難	聴
感	音	性	難	聴
混	合	性	難	聴

(3)　鼓膜の状態

（右）　（左）

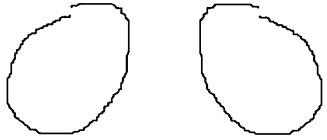

(4)　聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記入すること。）

ア　純音による検査

オージオメータの型式＿＿＿＿＿＿＿＿

	500	1000	2000	Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				

dB

イ　語音による検査

語音明瞭度	右	%
	左	%

2　平衡機能障害の状態及び所見

3　音声・言語機能障害の状態及び所見

4　そしゃく機能障害の状態及び所見

(1)　障害の程度及び検査所見

「該当する障害」の□にレ印を付け、さらに①又は②の該当する項目の□にレ印を付け、又は（　）内に必要事項を記入すること。

該当する障害
- □　そしゃく・嚥下機能の障害
  →「①　そしゃく・嚥下機能の障害」に記入すること。
- □　咬合異常によるそしゃく機能の障害
  →「②　咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記入すること。

①　そしゃく・嚥下機能の障害

a　障害の程度

□　経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。

□　経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。

□　経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。

□　その他

（　　）

b　参考となる検査所見

ア　各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点
- 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常又は病的反射
- 舌　：形状、運動能力、反射異常
- 軟口蓋：挙上運動、反射異常
- 声　帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

○　所　見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記入すること。）

（　　）

イ　嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点
- 口腔内保持の状態
- 口腔から咽頭への送り込みの状態
- 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- 食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点
- 摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- 誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

○　観察・検査の方法

□　エックス線検査（　　）

□　内視鏡検査（　　）

□　その他（　　）

○　所　見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点に留意し、嚥下状態について詳細に記入すること。）

（　　）

② 咬合異常によるそしゃく機能の障害

a　障害の程度

□　著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。

□　その他

（　　）

b　参考となる検査所見（咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果）

ア　咬合異常の程度（そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察すること。）

（　　）

イ　そしゃく機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察すること。）

（　　）

(2) その他（今後の見込み等）

（　　）

(3) 障害程度の等級

（次の該当する障害程度の等級の項目の□にレ印を付けること。）

① 「そしゃく機能の喪失」（３級）とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。

具体的な例は、次のとおりである。

□　重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

□　延髄機能障害（仮性球麻痺及び血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの

□　外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「そしゃく機能の著しい障害」（４級）とは、著しいそしゃく・嚥下機能又は咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は、次のとおりである。

□　重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

□　延髄機能障害（仮性球麻痺及び血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの

□　外傷、腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。）、口腔（舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等）、咽頭又は喉頭の欠損等によるもの

□　口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

［記入上の注意］

(1) 聴力障害の認定に当たっては、ＪＩＳ規格によるオージオメータで測定すること。ｄＢ値は、周波数500、1000、2000Hzにおいて測定した値をそれぞれａ、ｂ、ｃとした場合、$\frac{a+2b+c}{4}$の算式により算定し、ａ、ｂ、ｃのうちいずれか１又は２において100ｄＢの音が聴取できない場合は、当該ｄＢ値を105ｄＢとして当該算式を計上し、聴力レベルを算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、歯科医師による診断書及び意見書の提出を求めるものとすること。

(3) 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定すること。

別記第４号様式の膀胱又は直腸の機能障害の状況及び所見の事項を次のように改める。

ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

〔記入上の注意〕

- ぼうこう機能障害及び直腸機能障害については、該当する障害についてのみ記入し、両方の障害を併せ持つ場合には、それぞれについて記入すること。
- １～３の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□にレ印を付け、必要事項を記入すること。
- 障害認定の対象となるストマについては、排尿又は排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限る。

１．ぼうこう機能障害

□　尿路変向（更）のストマ

(1) 種類・術式

① 種類
- □ 腎瘻　□ 腎盂瘻
- □ 尿管瘻　□ ぼうこう瘻
- □ 回腸（結腸）導管
- □ その他［　　］

② 術式：［　　］

③ 手術日：［　　年　　月　　日］

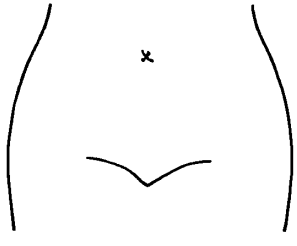

(2) ストマにおける排尿処理の状態

○　長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

□　有

（理由）

- □ 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある（部位及び大きさについて図示すること。）。
- □ ストマの変形
- □ 不適切な造設箇所

□　無

（ストマ及びびらんの部位等を図示すること。）

□　高度の排尿機能障害

(1)　原因

□　神経障害

□　先天性：[　　]
（例：二分脊椎等）

□　直腸の手術

• 術式：[　　]

• 手術日：[　　年　　月　　日]

□　自然排尿型代用ぼうこう

• 術式：[　　]

• 手術日：[　　年　　月　　日]

(2)　排尿機能障害の状態・対応

□　カテーテルの常時留置

□　自己導尿の常時施行

□　完全尿失禁

□　その他

（　　）

2．直腸機能障害

□　腸管のストマ

(1)　種類・術式

①　種類

□　空腸・回腸ストマ

□　上行・横行結腸ストマ

□　下行・Ｓ状結腸ストマ

□　その他[　　]

②　術式：[　　]

③　手術日：[　　年　　月　　日]

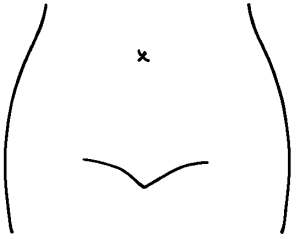

（ストマ及びびらんの部位等を図示すること。）

(2)　ストマにおける排便処理の状態

○　長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

□　有

（理由）

□　軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある（部位及び大きさについて図示すること。）。

□　ストマの変形

□　不適切な造設箇所

□　無

□　治癒困難な腸瘻

(1)　原因

①　放射線障害

□　疾患名：[　　]

②　その他

□　疾患名：[　　]

(2)　瘻孔の数：[　　個]

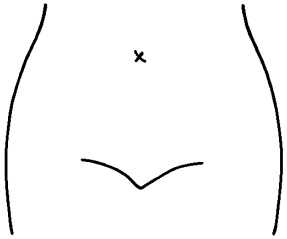

（腸瘻及びびらんの部位等を図示すること。）

(3)　腸瘻からの腸内容の洩れの状態

□　大部分

□　一部分

(4)　腸瘻における腸内容の排泄処理の状態

□　軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある（部位及び大きさについて図示すること。）。

□　その他

（　　）

□　高度の排便機能障害

(1)　原因

□　先天性疾患に起因する神経障害

[　　]
（例：二分脊椎等）

□　その他

□　先天性鎖肛に対する肛門形成術

手術日：[　　年　　月　　日]

□　小腸肛門吻合術

手術日：[　　年　　月　　日]

(2)　排便機能障害の状態・対応

□　完全便失禁

□　軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある。

□　週に２回以上の定期的な用手摘便が必要

□　その他

（　　）

3．障害程度の等級

（１級に該当する障害）

□　腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せ持ち、かつ、いずれかのストマにおいて排便又は排尿処理が著しく困難な状態があるもの

□　腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

□　尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの
□　尿路変向（更）のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
□　治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

（３級に該当する障害）
□　腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せ持つもの
□　腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
□　尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻を併せ持つもの
□　尿路変向（更）のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの
□　治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
□　高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

（４級に該当する障害）
□　腸管又は尿路変向（更）のストマを持つもの
□　治癒困難な腸瘻があるもの
□　高度の排尿機能障害又は高度な排便機能障害があるもの

別記第４号様式のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見（13歳以上用）の事項を次のように改める。

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見（13歳以上用）

1　ＨＩＶ感染確認日及びその確認方法

ＨＩＶ感染を確認した日　　年　　月　　日

次の⑴の検査及び⑵のうちいずれか１つの検査による確認が必要である。

⑴　ＨＩＶの抗体スクリーニング検査法の結果

	検　査　法	検　査　日	検査結果
判　定　結　果		年　月　日	陽性、陰性

注１　酵素抗体法（ＥＬＩＳＡ）、粒子凝集法（ＰＡ）、免疫クロマトグラフィー法（ＩＣ）等のうち１つを行うこと。

⑵　抗体確認検査又はＨＩＶ病原検査の結果

	検　査　名	検　査　日	検査結果
抗体確認検査の結果		年　月　日	陽性、陰性
ＨＩＶ病原検査の結果		年　月　日	陽性、陰性

注２　「抗体確認検査」とは、Western Blot 法、蛍光抗体法（ＩＦＡ）等の検査をいう。
注３　「ＨＩＶ病原検査」とは、ＨＩＶ抗原検査、ウイルス分離、ＰＣＲ法等の検査をいう。

2　エイズ発症の状況

ＨＩＶに感染していて、エイズを発症している者の場合は、次に記入すること。

指標疾患とその診断根拠	

注４　「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのＨＩＶ感染症／ＡＩＤＳ診断基準」（厚生省エイズ動向委員会、1999）に規定するものをいう。

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不　能　・　可　能

3　ＣＤ４陽性Ｔリンパ球数（　/μℓ）

検　査　日	検　査　値
年　月　日	/μℓ
年　月　日	/μℓ

平　均　値
/μℓ

注５　左欄には、４週間以上間隔をおいて実施した連続する２回の検査値を記入し、右欄にはその平均値を記入すること。

４　検査所見及び日常生活活動制限の状況

⑴　検査所見

検査日	年　月　日	年　月　日
白血球数	/μℓ	/μℓ

検査日	年　月　日	年　月　日
Hb 量	g /dℓ	g /dℓ

検査日	年　月　日	年　月　日
血小板数	/μℓ	/μℓ

検査日	年　月　日	年　月　日
HIV-RNA 量	copy/mℓ	copy/mℓ

注６　４週間以上の間隔をおいて実施した連続する２回以上の検査結果を記入すること。

検査所見の該当数[　　個]…… ①

⑵　日常生活活動制限の状況

次の日常生活活動制限の有無について該当する方を○で囲むこと。

日常生活活動制限の内容	左欄の状況の有無
１日に１時間以上の安静臥(が)床を必要とするほどの強い倦(けん)怠感及び易疲労が月に７日以上ある。	有・無
健常時に比し10%以上の体重減少がある。	有・無
月に７日以上の不定の発熱（38℃以上）が２か月以上続く。	有・無
１日に３回以上の泥状ないし水様下痢が月に７日以上ある。	有・無
１日に２回以上の嘔吐あるいは30分以上の吐き気が月に７日以上ある。	有・無
「身体障害認定基準」６ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害⑴のアの㈠のｊに示す日和見感染症の既往がある。	有・無
生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である。	有・無
軽作業を超える作業の回避が必要である。	有・無
日常生活活動制限の数[　　個]…… ②	

注７　「日常生活活動制限の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記入すること。

注８　「生鮮食料品の摂取禁止」のほかに、「生水の摂取禁止」、「脂質の摂取制限」、「長期に渡る密な治療」、「厳密な服薬管理」、「人混みの回避」が同等の制限に該当するものであること。

⑶　検査所見及び日常生活活動制限等の該当数

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不　能・可　能
ＣＤ４陽性Ｔリンパ球数の平均値（/μℓ）	/μℓ
検査所見の該当数（①）	個
日常生活活動制限の該当数（②）	個

別記第４号様式のヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状況及び所見（13歳未満用）の事項を次のように改める。

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見（13歳未満用）

１　ＨＩＶ感染確認日及びその確認方法

ＨＩＶ感染を確認した日　　年　月　日

小児のＨＩＶ感染は、次の⑴の検査及び⑵のうちいずれか１つの検査による確認が必要である。ただし、周産期に母親がＨＩＶに感染していたと考えられる検査時に生後18か月未満の小児については、次の⑴の検査及び⑵のうちＨＩＶ病原検査又は⑶の検査による確認が必要である。

⑴　ＨＩＶの抗体スクリーニング検査法の結果

	検　査　法	検　査　日	検査結果
判　定　結　果		年　月　日	陽性、陰性

注１　酵素抗体法（ＥＬＩＳＡ）、粒子凝集法（ＰＡ）、免疫クロマトグラフィー法（ＩＣ）等のうち１つを行うこと。

⑵　抗体確認検査又はＨＩＶ病原検査の結果

	検　査　名	検　査　日	検査結果
抗体確認検査の結果		年　月　日	陽性、陰性
ＨＩＶ病原検査の結果		年　月　日	陽性、陰性

注２　「抗体確認検査」とは、Western Blot 法、蛍光抗体法（ＩＦＡ）等の検査をいう。
注３　「ＨＩＶ病原検査」とは、ＨＩＶ抗原検査、ウイルス分離、ＰＣＲ法等の検査をいう。

⑶　免疫学的検査所見

検査日	年　月　日
ＩgG	mg/dℓ

検査日	年　月　日
全リンパ球数（①）	/μℓ
ＣＤ４陽性Ｔリンパ球数（②）	/μℓ
全リンパ球数に対するＣＤ４陽性Ｔリンパ球数の割合（[②]／[①]）	%
ＣＤ８陽性Ｔリンパ球数（③）	/μℓ
ＣＤ４／ＣＤ８比（[②]／[③]）	

２　障害の状況

⑴　免疫学的分類

検査日	年　月　日	免疫学的分類
ＣＤ４陽性Ｔリンパ球数	/μℓ	重度低下・中等度低下・正常
全リンパ球数に対するＣＤ４陽性Ｔリンパ球数の割合	%	重度低下・中等度低下・正常

注４　「免疫学的分類」欄では、「身体障害認定基準」６ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害⑵のイの（イ）による程度を○で囲むこと。

⑵　臨床症状

次の臨床症状の有無（既往を含む。）について該当する方を○で囲むこと。

ア　重度の症状

指標疾患がみられ、エイズと診断される小児の場合は、次に記入すること。

指標疾患とその診断根拠	

注５　「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのＨＩＶ感染症／ＡＩＤＳ診断基準」（厚生省エイズ動向委員会、1999）に規定するものをいう。

イ　中等度の症状

臨　床　症　状	症状の有無
30日以上続く好中球減少症（<1,000/μℓ）	有・無
30日以上続く貧血（<Hb 8g/dℓ）	有・無
30日以上続く血小板減少症（<100,000/μℓ）	有・無
１か月以上続く発熱	有・無
反復性又は慢性の下痢	有・無
生後１か月以前に発症したサイトメガロウイルス感染	有・無
生後１か月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎	有・無
生後１か月以前に発症したトキソプラズマ症	有・無
６か月以上の小児に２か月以上続く口腔咽頭（くういん）カンジダ症	有・無

反復性単純ヘルペスウイルス口内炎（１年以内に２回以上）	有 ・ 無
２回以上又は２つの皮膚節以上の帯状疱疹（ほうしん）	有 ・ 無
細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症	有 ・ 無
ノカルジア症	有 ・ 無
播（はん）種性水痘	有 ・ 無
肝炎	有 ・ 無
心筋症	有 ・ 無
平滑筋肉腫（しゅ）	有 ・ 無
ＨＩＶ腎（じん）症	有 ・ 無
臨床症状の数［　　個］…… ①	

注６　「臨床症状の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記入すること。

ウ　軽度の症状

臨　床　症　状	症状の有無
リンパ節腫（しゅ）脹（２か所以上で0.5㎝以上。対称性は１か所とみなす。）	有 ・ 無
肝腫（しゅ）大	有 ・ 無
脾腫（ひしゅ）大	有 ・ 無
皮膚炎	有 ・ 無
耳下腺（せん）炎	有 ・ 無
反復性又は持続性の上気道感染	有 ・ 無
反復性又は持続性の副鼻腔（くう）炎	有 ・ 無
反復性又は持続性の中耳炎	有 ・ 無
臨床症状の数［　　個］…… ②	

注７　「臨床症状の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記入すること。

別記第15号様式中「病院又は診療所指定（担当医療の種類の変更）申請書」を「医療機関指定（担当医療の種類の変更）申請書（病院又は診療所）」に改める。

別記第16号様式中「指定訪問看護事業者等指定申請書」を「医療機関指定申請書（指定訪問看護事業者等）」に、「（健保・老人）」を「（健保・介護）」に改める。

別記第17号様式中「薬局指定申請書」を「医療機関指定申請書（薬局）」に改める。

別記第18号様式中「第５条の９」を「第23条」に改める。

別記第19号様式その２中「健・老」を「健・介」に、「健・老」を「健・介」に改める。

別記第20号様式及び別記第21号様式中「身体障害者居宅生活支援事業身体障害者相談支援事業身体障害者生活訓練事業」を「身体障害者居宅生活支援事業身体障害者相談支援事業身体障害者生活訓練事業介助犬訓練事業聴導犬訓練事業」に、「又は身体障害者短期入所事業」を「、身体障害者短期入所事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

別記第22号様式中「身体障害者居宅生活支援事業身体障害者相談支援事業身体障害者生活訓練事業」を「身体障害者居宅生活支援事業身体障害者相談支援事業身体障害者生活訓練事業介助犬訓練事業聴導犬訓練事業」に改める。

別記第27号様式を次のように改める。

別記第27号様式　削除

附　則

１　この規則は、平成15年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定に基

づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、平成15年６月30日までの間必要な調整をして使用することを妨げない。

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月31日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第40号

知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

知的障害者福祉法施行細則（昭和37年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（権限の委任）

第２条　次に掲げる事務は、支庁長に委任する。

⑴　法第11条第１項第１号の規定による連絡及び調整等に関すること（法第15条の４第１項の規定によるあっせん、調整若しくは要請又は法第16条第１項第２号の措置に係るものを除く。）及び法第11条第１項第２号イの規定による実情の把握に関すること。

⑵　法第25条第１項の規定による費用の負担の決定に関すること。

２　法第11条第１項第１号の規定による連絡及び調整等に関すること（法第15条の４第１項の規定によるあっせん、調整又は要請に係るものに限る。）は、北海道立心身障害者総合相談所長に委任する。

第３条中「支庁長は、法第13条第２項」を「市町村長は、法第９条第５項」に、「とともに、別記第２号様式の判定案内書を当該知的障害者に交付しなければならない」を「ものとする」に改める。

第４条中「第１条」を「第２条」に改める。

第５条から第９条の３までを次のように改める。

第５条から第９条の３まで　削除

第12条を次のように改める。

第12条　削除

第13条中「の援護施設」を「の知的障害者援護施設（以下「援護施設」という。）」に改める。

別記第１号様式中「支　庁　長」を「市　町　村　長」に改める。

別記第２号様式を次のように改める。

別記第２号様式　削除

別記第４号様式から別記第14号様式の３までを次のように改める。

別記第４号様式から別記第14号様式の３まで　削除

別記第17号様式を次のように改める。

別記第17号様式　削除

附　則

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月31日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第41号

北海道創造的中小企業育成条例施行規則の一部を改正する規則

北海道創造的中小企業育成条例施行規則（昭和61年北海道規則第73号）の一部を次のように改正する。

別表第１号中「その他」を「、特許実施費その他」に改め、同表第２号中「限る。）」の次に「、特許実施費」を加える。

附　則

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月31日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第42号

北海道障害者職業能力開発校運営規則の一部を改正する規則

北海道障害者職業能力開発校運営規則（昭和40年北海道規則第34号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「次に掲げる書類」を「別記第２号様式の健康診断書」に、「入校志願者の住所地の最寄りの公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）」を「校長」に改め、同項各号及び同条第２項を削る。

第７条第２項中「安定所長」を「公共職業安定所長」に改める。

附　則

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月31日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第43号

北海道立高等技術専門学院運営規則の一部を改正する規則

北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第１条中「）第３条」を「。以下「条例」という。）第６条」に改める。

第８条を次のように改める。

（入学志願の手続）

第８条　学院に入学を志願する者は、知事の定める期日までに、普通課程にあっては別記第１号様式の入学願書、短期課程にあっては別記第１号様式の２の入学願書にそれぞれ別記第２号様式の健康診断書を添えて、志望する学院の学院長に提出しなければならない。

２　前項の場合において、普通課程に入学を志願する者は、入学願書に入学検定料（条例第４条第２項第１号に規定する入学検定料の額に相当する額面の北海道収入証紙を入学願書にはり付けること。）を添えて提出しなければならない。

第９条第３項中「安定所長」を「公共職業安定所長」に改める。

第15条第３項に次の１号を加える。

⑷　授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付をしない者

第19条を第22条とし、第18条を第21条とし、第17条を第20条とし、第16条の次に次の３条を加える。

（授業料の納付方法）

第17条　授業料は、年２期に納付するものとし、前期分は５月15日までに、後期分は11月15日までに、条例第４条第２項第３号に規定する授業料の年額の２分の１に相当する額をそれぞれ納めなければならない。

２　前項に規定する納付期限を過ぎてから入学した学生の入学の日の属する期分の授業料は、入学許可後20日以内に納付しなければならない。

３　学院長は、経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められる学生に係る授業料については、納付期限を変更し、又は分割して納付させることができる。

４　前項の規定により納付期限を変更する場合の納付期限は、前期にあっては９月15日、後期にあっては３月10日とし、分割して納付する場合の分割回数は６回を限度とする。

５　第１項、第２項又は前項に規定する納付期限が次の各号のいずれかの日に該当するときは、これらの規定にかかわらず、これらの日の翌日を納付期限とみなす。

⑴　民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日

⑵　土曜日

６　納付期限前に学生が退学又は停学する場合は、退学又は停学の日の属する期分の授業料をこれらの日までに納めなければならない。

７　既に納付した入学検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、学院長が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

（授業料の免除）

第18条　学院長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を免除することができる。

⑴　生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者である場合

⑵　地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課する所得割を除く。次号において同じ。）がその者と生計を一にする者のすべてについて非課税とされている世帯に属する者である場合

⑶　地方税法の規定による市町村民税を天災その他特別の事情により市町村の条例で定めるところにより免除された者と同一の世帯に属する者である場合

⑷　雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する技能習得手当の支給を受ける者である場合

⑸　雇用対策法（昭和41年法律第132号）に規定する職業転換給付金（同法第18条第2号に掲げる給付金に限る。）の支給を受ける者である場合

⑹　前各号に掲げる場合のほか、これらに準ずる場合として知事が認める場合

（入学料の納付方法）

第19条　入学料は、入学式の日までに条例第４条第２項第２号に規定する入学料の額に相当する額面の北海道収入証紙により納付しなければならない。ただし、年度の途中に入学する場合は、その都度納付しなければならない。

別表第１札幌高等技術専門学院の項を次のように改める。

札幌高等技術専門学院	精密機械科	２年	－	－	20人
	金属加工科	２年	－	－	20人
	電子工学科	２年	－	－	30人
	建築技術科	２年	－	－	20人
	電子印刷科	２年	－	－	20人
	建築設備科	２年	－	－	20人
	エクステリア技術科	１年	エクステリア技術科	１年	40人
	販売システム科	２年	－	－	20人

別表第１釧路高等技術専門学院の項を次のように改める。

	電気工学科	２年	－	－	20人

釧路高等技術専門学院	建築技術科	２年	－	－	20人
	自動車整備科	２年	－	－	20人

別記第１号様式を次のように改める。

別記第１号様式（第８条関係）

北海道収入証紙はり付け欄（割印すること。）
（＊当該年度において、一度、北海道立高等技術専門学院の普通課程を受験された方は北海道収入証紙のはり付けは不要です。）

入　学　願　書　（普通課程）

志望	訓練科名
第１志望	科
第２志望	科
短期課程の志望	志望有り・志望なし

あっせん公共職業安定所名
公共職業安定所

推薦・第１次募集の受験学院・訓練科名	高等技術専門学院　科		
志願者	（ふりがな）氏名	年　月　日生（　歳）	男・女
	住所	郵便番号 電話（　）　－	
	最終学歴	年　月 学校　（課程）卒業・修了・中退 卒業見込み・修了見込み	
	職歴	勤務先 / 所在地 / 就業期間 / 職務の内容	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
		自　年　月　日 至　年　月　日	
	取得資格名	年　月取得	

縦3.5センチメートル×横3センチメートル（写真）
この大きさの写真をはること。
（　年　月撮影）

保護者	（ふりがな）氏名	（年齢　歳）	住所	郵便番号
	職業		電話	自宅 勤務先
			志願者との関係	

私は、貴学院に入学したいので関係書類を添えて提出します。
年　月　日
北海道立　高等技術専門学院長　様
氏名

注１　北海道収入証紙は必ず台紙と割印（押印）すること。
２　志望する学院に第２志望の普通課程の訓練科がある場合は、当該訓練科名を記入してください。
３　「短期課程の志望」欄は、該当する箇所を○印で囲んでください。
４　当該年度において、１度以上、北海道立高等技術専門学院の普通課程を受験している方は、「推薦・第１次募集の受験学院・訓練科名」欄に、最初に受験した学院・訓練科名を記入してください。
５　「保護者」欄は、志願者が未成年の場合のみ記入してください。
６　記入は、黒インク又は黒ボールペンを用い、かい書で丁寧に書いてください。

別記第１号様式の次に次の１様式を加える。

別記第１号様式の２（第８条関係）

入　学　願　書　（短期課程）

志望	訓練科名
第１志望	科
第２志望	科
普通課程の志望	志望有り・志望なし

あっせん公共職業安定所名
公共職業安定所

志	（ふりがな）氏名	年　月　日生（　歳）	男・女
	住所	郵便番号 電話（　）　－	
	最終学歴	年　月 学校　（課程）卒業・修了・中退 卒業見込み・修了見込み	

縦3.5センチメートル×横3センチメートル（写真）
この大きさの写真をはること。
（　年　月撮影）

願者	職歴	勤務先	所在地	就業期間	職務の内容
				自　年　月　日 至　年　月　日	
				自　年　月　日 至　年　月　日	
				自　年　月　日 至　年　月　日	
	取得資格名	年　月取得			

保護者						
	（ふりがな） 氏名	（年齢　歳）	住所	郵便番号		
	職業		電話	自宅 勤務先	志願者との関係	

私は、貴学院に入学したいので関係書類を添えて提出します。

年　月　日

北海道立　　高等技術専門学院長　様

氏名

注１　志望する学院に第２志望の短期課程の訓練科がある場合は、当該訓練科名を記入してください。
２　「普通課程の志望」欄は、該当する箇所を○印で囲んでください。
３　「保護者」欄は、志願者が未成年の場合のみ記入してください。
４　記入は、黒インク又は黒ボールペンを用い、かい書で丁寧に書いてください。

別記第２号様式を次のように改める。

別記第２号様式（第８条関係）

健　康　診　断　書

（ふりがな） 氏名		男女	生年月日	年　月　日
住所	郵便番号 電話（　　）　－			
身長	・　cm	眼	視力 右	・（　・　）
体重	・　kg		視力 左	・（　・　）
血圧		エックス線所見	（撮影　年　月　日） 間接 直接 異常なし　要精密	
主な既往症	（ある場合は、病名と時期を記載）			
その他の診断事項及び所見				

上記のとおり診断します。

年　月　日

住所（所在地）
医療機関名
医師氏名　㊞

注１　診断書は、願書提出前おおむね６箇月以内のものとしてください。
２　学校、職場等で実施した診断書の写しをもって代えることができます。
３　記入は、黒インク又は黒ボールペンを用い、かい書で書いてください。

別記第３号様式中「平成」を削り、「万一」の次に「授業料の滞納など」を加える。

附　則

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

北海道国土調査事業負担金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月31日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第44号

北海道国土調査事業負担金交付規則の一部を改正する規則

北海道国土調査事業負担金交付規則（昭和34年北海道規則第111号）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式中「平成」を削り、

「申請者　住　所
名称又は
代表者氏名　　㊞」

「市町村長　　㊞

を（土地改良区にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）に改め、同様式の２事業の内容及び経費の配分の項の表中

「

作業別事業計画（㎢）											
C	D	E	F	G	H	換算面積	概況調査	予備調査	システム化		
									当年	過年	集成

」

を

「

換算面積（㎢）	調査面積（㎢）									
	C	D	E			F	G	H		
			概況調査	予備調査	本調査			地籍図等作成	数値情報化	集成図

」

に改め、

同表の注の１の事項中「作業別事業計画」を「調査面積」に、「地籍調査事業計画」を「事業計画明細書」に改め、同表の注の３の事項中「事業費総額」を「負担事業に要する経費の総額」に改め、同事項を同表の注の４の事項とし、同表の注の２の事項中「作業別事業計画」を「調査面積」に、「単位地区」を「単位区域」に改め、同事項を同表の注の３の事項とし、同表の注の１の事項の次に次の１事項を加える。

２　換算面積は、単位区域ごとのC、D、Eのうち本調査、F、G及びHのうち地籍図等作成のそれぞれの調査面積に換算面積率を乗じた面積の合計とする。

別記第１号様式の３費目別予算調書の項の表（注以外の部分に限る。）を次のように改める。

費目	予算額	備考
１　直接経費	円	
(1)　賃金	円	
(2)　報償費	円	
(3)　需用費	円	
(4)　旅費	円	
(5)　使用料及び賃借料	円	
(6)　安全費	円	
(7)　精度管理費	円	
(8)　委託料	円	
(9)　備品費	円	
２　附帯経費	円	
(1)　賃金	円	
(2)　報償費	円	
(3)　旅費	円	
(4)　需用費	円	
(5)　使用料及び賃借料	円	
(6)　備品費	円	
(7)　共済費	円	
(8)　災害補償費	円	
(9)　役務費	円	
(10)　補償補てん及び賠償金	円	
(11)　公課費	円	
合計	円	

別記第１号様式の３費目別予算調書の項の表の注の事項中「備品購入費」を「備品費」に改める。

別記第３号様式中「平成」を削り、「申請者　住　所
氏　名　　㊞」を
「市町村長　　㊞
（土地改良区にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」に改める。

別記第４号様式中「平成」を削り、
「住　所
氏　名　　㊞」を「市町村長　　㊞
（土地改良区にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」に改め、同様式の別紙の表（注以外の部分に限る。）を次のように改める。

単位区域名	精度	縮尺	計画 調査面積（㎢）										進ちょく率 作業別（%）										備考
			C	D	E 概況調査	E 予備調査	E 本調査	F	G	H 地籍図等作成	H 数値情報化	H 集成図	C	D	E 概況調査	E 予備調査	E 本調査	F	G	H 地籍図等作成	H 数値情報化	H 集成図	

別記第４号様式の別紙の表の注の事項中「計画高」を「計画」に改める。
別記第５号様式中「平成」を削り、
「申請者　住　所（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）
氏　名　　㊞」を「市町村長
㊞」に、「第７条」を「第７条第２項」に改め、「　理　由」を
「１　理由
２　振込先金融機関の名称及び口座番号

振込先金融機関の名称	預金種別	口座番号
	普通 当座	

注　２振込先金融機関の名称及び口座番号は、口座振替払を希望する場合に記載すること。」に改める。

別記第６号様式中「平成」を削り、
「住　所　　氏　　名　　㊞」を「市町村長　　㊞
（土地改良区にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」に改め、同様式の別紙の１作業別出来高調書の項を次のように改める。

１　出来高調書

単位区域名	精度	縮尺	調査面積（㎢） C	D	E 概況調査	E 予備調査	E 本調査	F	G	H 地籍図等作成	H 数値情報化	H 集成図	換算面積	出来高（㎢） C	D	E 概況調査	E 予備調査	E 本調査	F	G	H 地籍図等作成	H 数値情報化	H 集成図	換算面積	差引増減（㎢） C	D	E 概況調査	E 予備調査	E 本調査	F	G	H 地籍図等作成	H 数値情報化	H 集成図	換算面積増減の比率(%)
計																																			

別記第６号様式の別紙の２決算調書の項の表中

「

実績			差引増△減		
負担事業に要する経費の総額	負担区分		負担事業に要する経費の総額	負担区分	
	道	市町村等		道	市町村等

」を

「

実績			差引増減		
負担事業に要した経費の総額	負担区分		負担事業に要する経費の増減額	負担区分	
	道	市町村等		道	市町村等

」に

改め、同様式の別紙の３費目別決算調書の項の表（注以外の部分に限る。）を次のように改める。

費目	予算額	決算額	比較		備考
			増	減	
１　直接経費	円	円	円	円	
⑴　賃金	円	円	円	円	
⑵　報償費	円	円	円	円	
⑶　需用費	円	円	円	円	
⑷　旅費	円	円	円	円	
⑸　使用料及び賃借料	円	円	円	円	
⑹　安全費	円	円	円	円	
⑺　精度管理費	円	円	円	円	
⑻　委託料	円	円	円	円	
⑼　備品費	円	円	円	円	
２　附帯経費	円	円	円	円	
⑴　賃金	円	円	円	円	
⑵　報償費	円	円	円	円	
⑶　旅費	円	円	円	円	
⑷　需用費	円	円	円	円	
⑸　使用料及び賃借料	円	円	円	円	
⑹　備品費	円	円	円	円	
⑺　共済費	円	円	円	円	
⑻　災害補償費	円	円	円	円	
⑼　役務費	円	円	円	円	
⑽　補償補てん及び賠償金	円	円	円	円	
⑾　公課費	円	円	円	円	
合計	円	円	円	円	

別記第６号様式の別紙の注の１の事項中「作業別出来高調書」を「出来高調書」に、「作業別事業計画」を「調査面積」に改め、同様式の別紙の注の２の⑵の事項中「要する」を「要した」に、「地籍調査に要した実支出額すなわち市町村等が計画金額を超えて支出しているときは、その超えて支出している額を含めて」を「当該地籍調査事業に要した支出額（交付対象経費を除く。）を」に改め、同事項ただし書を削り、同様式の別紙の３の事項中「備品購入費」を「備品費」に改め、同様式の別紙の注の４の事項を削る。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則による改正後の北海道国土調査事業負担金交付規則の規定は、平成15年度分の負担金から適用する。

北海道都市計画公聴会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年３月31日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第45号

北海道都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

北海道都市計画公聴会規則（昭和44年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

第３条の次に次の１条を加える。

（公聴会の中止）

第３条の２　知事は、前条に規定する書面の提出がないときは、公聴会の開催を中止することができる。

第４条中「前条」を「第３条」に改め、「及び学識経験のある者」を削り、「定め、本人にその旨を通知する」を「定める」に改め、同条に次の２項を加える。

２　知事は、都市計画に広く住民の意見を反映させるため必要があると認めるときは、第３

条の規定により書面を提出した者以外の者を公述人として定めることができる。

3　知事は、前２項の規定により公述人を定めたときは、当該公述人にその旨を通知するものとする。

附　則

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

北海道立もなみ学園附設短期療育施設入所規則を廃止する規則をここに公布する。

平成15年３月31日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第46号

北海道立もなみ学園附設短期療育施設入所規則を廃止する規則

北海道立もなみ学園附設短期療育施設入所規則（昭和58年北海道規則第54号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成15年４月１日から施行する。

北海道知的障害者援護施設費用徴収規則を廃止する規則をここに公布する。

平成15年３月31日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第47号

北海道知的障害者援護施設費用徴収規則を廃止する規則

北海道知的障害者援護施設費用徴収規則（昭和61年北海道規則第65号）は、廃止する。

附　則

1　この規則は、平成15年４月１日から施行する。

2　この規則の施行前に行われた社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）第７条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第１項第２号に規定する措置に要する費用についての知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

北海道寡婦福祉資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。

平成15年３月31日

北海道知事　堀　　達　也

北海道規則第48号

北海道寡婦福祉資金貸付規則を廃止する規則

北海道寡婦福祉資金貸付規則（昭和44年北海道規則第100号）は、廃止する。

附　則

1　この規則は、平成15年４月１日から施行する。

2　この規則の施行前にこの規則による廃止前の北海道寡婦福祉資金貸付規則に基づき貸付した資金については、なお従前の例による。

毎週火・金曜日発行
（購読料金（送料とも）は月額3,440円）
発　行　北　海　道
編　集　北海道総務部法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社